

## 令和2年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 令和3年2月19日（金）

午後2時44分から午後3時25分まで

場所 一宮保健所 4階 大会議室

発言者	発言内容
事務局 (一宮保健所次長)	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様全員お揃いでございますので、ただいまから令和2年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は議長の選任まで会議の進行を努めさせていただきます。一宮保健所次長の嵯峨崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>開会にあたりまして一宮保健所長の濵谷から御挨拶申し上げます。</p>
事務局 (一宮保健所所長)	<p>一宮保健所長の濱谷でございます。開会にあたりまして事務局を代表しまして一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、尾張西部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は皆様のお立場で保健医療行政及び福祉行政の推進のために格別の御理解と御支援をいただきまして重ねて厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、本県を対象とした新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令をされ1か月が経過しました。ワクチン接種の準備も進められ、感染状況も落ち着きつつありますが、もうしばらく皆様には我慢の自粛に御協力をお願いを申し上げます。</p> <p>今後とも関係機関との連携を取りながら、感染症対策を進めてまいりますのでどうか御理解と御支援のほどをよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日のこの推進会議ですが、愛知県地域保健医療計画に定められます2次医療圏における保健医療福祉に係る施策につきまして、円滑かつ効果的に実施するために御意見をいただくとともに、関係の皆様方の更なる連携を図ることを目的といたしまして、年2回開催しているものでございます。</p>

	<p>限られた時間ではございますが、活発で忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願いいたしますとして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうかよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。 着座にて失礼させていただきます。</p> <p>事前にお配りした資料でございますが、会議の次第、出席者名簿、配席図、右上に資料番号を付してございますが、資料1－1から資料1－3、資料2－1、資料2－2、資料3、資料4、参考資料1及び資料配付の記載のある資料、あと本会議の開催要領を配付させていただいております。</p> <p>また、本日の配付資料といたしまして、令和2年度尾張福祉相談センターの事業概要及び一宮児童相談センターの令和2年度版の児童相談のあらましを机上に配付してございます。</p> <p>もし不足がございましたらお知らせくださいようお願いをいたします。</p> <p>よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、本日の出席者でございますが、御出席いただきました皆様の御紹介をするのが本来でございますが、時間の関係からお手元の名簿と配席図に代えさせていただきます。</p> <p>また、本日の会議運営についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを3点、御案内させていただきます。</p> <p>1点目です。委員の皆様が御発言される前に事務局からのマイクのおとどけを見合わせておりますので、御発言の際には、地声でゆっくりと御発言をお願いいたします。</p> <p>2点目です。筆記用具につきましては、机上に配付しておりませんので、御理解いただきたいと思います。</p> <p>3点目です。机上に配付しておりますペットボトルのお茶につきましては、お持ち帰りいただきますよう御協力ををお願いいたします。</p> <p>続きまして、会議の傍聴者について、報告をさせていただきます。</p> <p>本日の会議の傍聴者はございません。</p>

事務局  
(一宮保健所次長)

続きまして、議長の選出でございます。  
本会議の議長につきましては、配付しております当会議の開催要領第4条第2項により、出席者の互選により決定することとなっております。

特に御異議がなければ、一宮市医師会長の櫻井様にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【異議なし】の声あり

事務局  
(一宮保健所次長)

それでは出席者の皆様の総意といたしまして、一宮市医師会長の櫻井様に議長をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま議長をして御指名を受けました櫻井でございます。よろしくお願ひいたします。

それではこれから議事に移らせていただきます。

その前に委員の出席状況及び本日の会議の公開、非公開の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(一宮保健所次長)

開催要領第4条第3項の記載に基づき、委員の出席状況につきまして御報告いたします。

本会議の構成員の人数は19名です。14時50分現在の出席委員数は18名、欠席委員数は1名です。

以上のことから開催要領第4条第3項に基づき、規定されている委員の過半数の出席がなされていることを御報告いたします。

事務局  
(一宮保健所次長)

また、当会議は、開催要領第5条第1項により、原則公開となっております。従いまして、全ての議事は公開で行いたいと思います。

なお、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することにしておりますので、あらかじめ御承知くださいますようお願いをいたします。

議長	<p>事務局からの報告のとおり、本会議は、委員の過半数の出席がなされていることを確認いたします。また、事務局からの説明があったとおり公開で議論したいと思います。</p> <p>それでは議事に入ります。(1) 愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (医療計画課主査)	<p>愛知県保健医療局医療計画課の深田と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは1つ目の議事、愛知県地域保健医療計画中間見直しについて、資料1-1に基づいて説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>資料の左上にございます①趣旨を御覧ください。医療計画について、医療法では3年で中間見直しをすることとなっております。</p> <p>現行の計画は、平成29年度、2018年の3月に策定をいたしまして、今年度で3年目となっております。このため、各圏域をまとめた医療圏保健医療計画、こちらにつきましても見直し体制やスケジュールの案につきまして、本日、御意見をいただくものでございます。</p> <p>次に御説明が前後しますが、資料の左下、3策定時期等を御覧ください。</p> <p>本来であれば、計画3年目となる今年度中に中間見直しを実施するところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初からの検討ができませんでした。これらの状況を受け、厚生労働省から5月に通知がございまして、一番下、四角で囲ってあるところでございます。見直しの議論を今年度に終えることができず、来年度以降になっても差し支えがないという通知が出されております。このため、本年の中間見直しにつきましては、令和3年度、来年度中に策定することにいたします。なお、圏域ごとに策定する医療圏計画につきましては、県計画の見直し開始により後発させることで、県計画の見直しを踏まえたうえで、来年度中に策定いたします。</p> <p>医療圏計画の中間見直しに先立ちまして、県計画の中間見直しの試案につきまして、2月に医療体制部会に図っております。この見直しのポイントにつきまして、資料の左側中央部分に今回の見直しのポイントを記載させていた</p>

だいております。

3つ挙げておりますが、1点目が3年の計画に伴う全体の時点の修正でございます。

2点目としまして、昨年度に策定した外来医療計画と医師確保計画につきまして、医療計画で新たに位置付けることとされておりまして、その概要を追加することとしております。

最後に3点目としまして、高齢者健康福祉計画や障害福祉計画の次期の計画につきまして、今年度中に策定をする予定であるため、それらの内容と整合を図る修正を行ったうえで、5疾病5事業及び在宅医療等を引き続き取り組むものでございます。

全体の構成につきましては、1枚おめくりいただきまして、資料1-2を御覧ください。主な見直しは、先ほど申し上げたとおりでございますが、6行目、こちらを御覧いただきますと外来医療計画の概要版、これを追加するなどさせていただいております。

全体につきましては、こちら資料1-2でございますが、もう1枚おめくりいただきてよろしいでしょうか。一番下の箱に新型コロナウイルスに関する国の動向をまとめておりまして、昨年12月に厚生労働省主催の検討会において報告させていただいたものを記載させていただきました。

資料の真ん中、上辺り①新興感染症等の感染拡大時における体制確保の中、二つ目の矢印でございますが、災害医療と類似しているということから5事業に追加して、6事業にすることが適当ということが報告されております。

次の矢印でございますが、その時期につきましては、2024年度からの次期医療計画から盛り込むことが適当ということが御報告されております。

現在、国の方で、医療法の改正法案が国会に提出されておりまして、衆議院で審議中ということになっております。このため、新型コロナウイルスに関しましては、国の動向を注視しながら情報収集してまいりたいと考えております。

資料、戻っていただきまして、1-1の初めの部分にお戻りください。右上4番の見直し体制でございます。

本日開催しているこちら圏域保健医療福祉推進会議では、医療圏計画の見直しについて御審議いただきまして、

	<p>案の策定については、必要に応じて、計画策定委員会を設置して御検討していただきたいと思います。</p> <p>なお、県計画につきましては、医療体制部会で審議検討を行いまして、全体の諮問、答申を医療審議会で実施することとし、これらに関しましては、3年前の現行の医療計画と同一の体制でございます。</p> <p>最後に、資料の右下、今後のスケジュールでございます。表の一番左上、11月の図を御覧ください。</p> <p>中間見直しにつきまして、昨年11月30日に医療審議会に諮問をさせていただいております。</p> <p>医療圏計画につきましては、その3段下の2月の行、本日のこの会議で、今後の方針につきまして、決定をさせていただきたいと思います。</p> <p>来年度、2021年の4月以降に医療圏計画の案を御検討していただきまして、7月、8月頃に圏域会議でお諮りをいたします。</p> <p>8月、9月頃に医療体制部会、医療審議会を経て、全体のパブリックコメントを計画しております。</p> <p>その後、再度修正案を圏域会議でお諮りいただき、最終的に来年3月の医療審議会で答申の決定をしてまいりたいと考えております。</p> <p>以上で資料の1-1及び資料1-2の御説明を終了いたします。</p> <p>事務局 (一宮保健所次長)</p> <p>続きまして、資料1-3につきまして、一宮保健所の嵯峨崎から御説明いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>愛知県地域保健医療計画の圏域計画の中間見直しにつきましては、本会議におきまして、審議検討を進めていますが、具体的な作業につきましては、前回の見直しと同様、先ほど御紹介いたしました資料1-1の4見直し体制にありますとおり、圏域会議のもとに計画策定委員会を設置いたしまして、当圏域の計画案を策定していきたいと考えております。</p> <p>計画策定委員会の委員につきましては、現在の医療計画を策定した際の医療計画策定要領に定められている計画策定委員会の委員は6人程度とし、圏域会議の委員の属する団体の役職員等の中から基幹的保健所長が選出するとなっておりますので、資料の1-3の委員会名簿の案の方向で調整をさせていただきますが、最終的な委員の確認に</p>
--	--

つきましては、議長一任とさせていただきたいと考えております。

なお、計画策定委員会における検討につきましては、先ほどの資料1-1の5番、今後のスケジュール案の表にありますように、今年の4月から始まりますので、事務局となります県の保健所につきましては、一宮保健所から清須保健所に変更となります。私からの説明は以上です。

議長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特に無いようでございましたら、愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて、今後は、計画策定委員会を設置して、検討をしていくということで、委員会構成員につきましては、議長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なし】の声あり

議長

ありがとうございます。それでは、議長一任とさせていただきます。

では、続きまして、議事2、愛知県地域保健医療計画(別表)に記載されている医療機関名の更新について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(一宮保健所次長)

資料2-1、資料2-2について、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、資料の2-1を御覧いただきたいと思います。愛知県地域保健医療計画の別表につきましては、平成30年3月30日に公表いたしまして、随時、更新しておりますが、昨年度の2月に開催しました当会議において、令和2年2月10日時点までの更新事項を報告しております。

今回の資料2-1の資料は、その後の更新事項、具体的には、救急医療の体系図に記載されている医療機関名に変更がございましたので、それについてまとめた表となって

おります。

この更新等を反映させまして、令和2年10月7日時点で更新した別表が、資料2-2の県全体の資料となります。

ちなみに、資料2-1の内容につきましては、資料2-2の14ページに反映されております。

なお、次回の更新は、令和3年3月に予定をしております。私からの説明は以上です。

議長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

特に御質問、御意見等は無いと判断させていただきますがよろしいでしょうか。

よろしいですね。では、議事の3に移りたいと思いますが、議事の3、尾張西部構想区域医療構想推進委員会の状況について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

事務局  
(一宮保健所次長)

資料3について、御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。資料3を御覧ください。尾張西部構想区域医療構想推進委員会について、御報告いたします。

今年度は9月と1月の2回、開催しております。まず、9月9日に開催いたしました第1回会議でございます。議案は2つございました。

1点目ですが、地域医療構想の推進に向けた公立・公的病院の役割の再検証につきまして、対象となっている医療機関の内、1医療機関、具体的には、稲沢厚生病院さんでございますが、こちらの病院さんの公的医療機関等2025プランの修正について、協議を行いました。

協議にあたっては、当該医療機関の関係者に御出席していただいたうえで説明をしていただき、協議結果といましましては、プランの修正に合意が得られました。

2点目でございますが、回復期病床整備計画書の提出がございまして、1件の審議を行いました。

ちなみにこちらも稲沢厚生病院に係る整備案件でございました。審議の結果は、整備計画に合意が得られたものとなっております。

その他に資料にありますとおり、4件の報告を行っております。

次のページになります。先月29日に開催いたしました第2回の会議の内容でございます。5つの議題に対して、協議を行っております。

1点目といたしまして、新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プランにつきまして、これらの策定対象医療機関の具体的対応方針・役割の決定をいたしました。

2点目です。愛知県外来医療計画に基づき、本医療圏における外来医療機能の現状について、協議を行いまして、それぞれの医療機能の位置付けの決定をいたしました。

3点目といたしまして、有床診療所を始めとした非稼働病棟を有する医療機関の状況につきまして、事務局において聞き取り調査などを実施して把握した変化などを御報告いたしました。

4点目です。非稼働病棟を有する医療機関への対応につきまして、今後の計画の説明を求めることがなっていました総合大雄会病院と稻沢市民病院について、協議を行いまして、この2つの病院の今後の計画について、合意を得ました。

なお、非稼働病棟を有する医療機関の今後の予定につきましては、県独自の意向調査等の結果を踏まえ、対象医療機関や地域医療構想推進委員会への出席説明を求めるかどうかの決定をして、来年度の委員会において協議を行うことを決定いたしました。

5点目といたしまして、構想区域内において担うべき役割や機能を大きく変更する状況が確認された民間の医療機関につきましては、公的医療機関等2025プランに準じた事業計画の策定を依頼し、来年度、個別に医療計画を提示したうえで協議を行い、合意を得ることを決定いたしました。

その他、来年度の改正についての報告を行っております。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。特に御質問等ございませんでしょうか。

特に御意見、御質問等はございませんようですので、こ

	<p>れでよろしいということで、続いて、議事の4、次年度以降の尾張西部圏域保健医療福祉推進会議の体制の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>資料4の説明をいたします。着座にて失礼いたします。 資料4を御覧ください。</p> <p>令和3年4月から一宮市が中核市に移行することに伴いまして、一宮市が新たに保健所を設置いたします。</p> <p>これに伴い、県一宮保健所は廃止され、稲沢市の区域に係わる業務、それから、一宮市域の県が所管する業務につきましては、県清須保健所が引き継ぐこととなりますが、来年度以降の本会議の体制の考え方を簡単に御説明いたします。</p> <p>まず、事務局の体制でございます。配付資料の愛知県圏域保健医療福祉推進会議の開催要領第7条及び別表1に基づきまして、本圏域の基幹的保健所となる県清須保健所が構成機関となりまして、圏域内の中核市保健所である一宮市保健所には、幹事として御参画していただきます。</p> <p>なお、福祉分野を所管する構成機関は、従来と変更はございません。</p> <p>次に構成員でございますが、要領第4条及び別表2に基づき、地域保健法に基づき、市に設置された保健所の代表といたしまして、一宮市保健所長に新たに加わっていただきます。</p> <p>その他の構成員につきましては、変更はございません。</p> <p>また、資料の右上でございますが、会議の会場につきましては、区域内において、会場の面積や委員の皆様が集まりやすいことなどを考慮して決めてまいりたいと思います。</p> <p>基本的には、引き続き、この会場で実施していくことなると思っております。</p> <p>また、事務局の連絡先は、資料でお示ししているとおりでございます。</p> <p>事務局の体制は変わりますが、引き続き、よろしくお願ひいたします。説明は以上です。</p> <p>はい。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、また、よろしくお願ひいたします。 特にございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。</p>
	<p>議長</p>

稻沢市長	<p>よろしいでしょうか。稻沢市長でございます。</p> <p>先ほどのお話で、この圏域会議、保健医療福祉推進会議の会場については、引き続き、一宮市保健所ここで行われる。</p> <p>出来たら、何回に1回ぐらいは、稻沢市の保健分室でも行っていただければ、という気持ちを持っているのですが、それについてはどうでしょうか。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>ただいまいただいた御意見につきましては、来年度の参考という形で、御意見としていただきておきます。ありがとうございました。</p>
稻沢市長	<p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは、御参考にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>他に御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、今の稻沢市長の御意見を検討していただきまして、議事の4を終わりたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>これで予定の議事は、全て終了ということになりますが、事務局その他として何かあったら、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (一宮保健所次長)	<p>事務局から1点申し上げます。</p> <p>資料の説明でございますが、右上に資料配付とあります、令和2年9月30日現在の病床数の表と本日配付しました、令和2年度尾張福祉相談センター事業概要、あと、児童相談のあらまし令和2年度版につきましては、お帰りになられました際に、お時間のある時に、御覧いただければと思います。</p> <p>また、疑問点等がございましたら、それぞれの行政機関の一宮保健所、尾張福祉相談センター、一宮児童相談センターまで御連絡いただけますと御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>

議長	<p>ありがとうございます。 本日出席の委員の先生方、他に何か御質問、御意見等ございましたらよろしいでしょうか。</p> <p>はい、一宮市長。</p> <p>すいません、一宮市長でございます。 コロナ対策のため、ここにお集まりいただいている皆様には、日頃から御尽力、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>最後にちょっと時間をいただきて、資料1－1の医療計画の見直しですが、そこで感想みたいなものを抱いたんですが、資料1－1の1枚目の5番目のところに、今後のスケジュールとあります。3月に県の医療審議会で原案が出てくるということになりますと、資料1－2のところを見ても、第8節、感染症対策のところ、時点修正と書いてありますが、3枚目では、一番下のところで、国の動向をチェックして進めていくということを書いてありますが、結局、この医療計画の見直しの中で、感染症対策、コロナのドタバタを経て、大きく修正することは、時間切れで、もう盛り込めないと見て、良いんですかね。</p> <p>今回の現行計画は、2023年までということですが、2021、2022、2023までは、今のこれで走って行って、コロナの反省というのは、次の保健医療計画の見直しのところで入っていくというスケジュール感でしょうか。</p> <p>なかなか先の事は見通せないことも多いとは思いますが、今知りうる範囲で、支障のない範囲で、教えていただければと。</p> <p>お願いします。</p> <p>愛知県医療計画課の深田です。 今、御質問があった点につきましては、私どもも4月から中間見直しをする方向で考えていたものですから、國の方とも全国の状況を踏まえて、どのようにしていくのかと他の県も含めて、色々困惑しているところもございました。</p> <p>その中で、中間見直しをどうしていくかということで、</p>
一宮市長	
議長	

国の方からの連絡を待っているところもございましたが、結果的には国の方で検討するということで、最終的に出てきた国の会議の報告書が、次期、第8次の医療計画から改定するということを正式に報告書がまとめられていることから、私が御説明したとおり、衆議院で現在、法改正中のものですから、私ども県の医療計画に携わる者としては、国の指針などそちらに基づいて、全国統一的に作っていくものでございますので、お見込みのとおり、現行としては、コロナに関しては、特段、こちらの内容には踏み込めないというのが実情でございます。以上です。

一宮市長

よく分かりました。ありがとうございます。

議長

よろしいでしょうか。なかなか混乱しておりますので、色々な事がスムーズにいかないということは、皆さん感じているとは思いますが、逐一お願ひしたいと思います。

それではこれで、本日の議事の全てを皆様の御協力のおかげで終了いたしました。

どうもありがとうございました。

事務局  
(一宮保健所次長)

ありがとうございました。閉会にあたりまして、一宮保健所長から御挨拶を申し上げます。

事務局  
(一宮保健所所长)

どうもありがとうございました。本日は誠に皆様ありがとうございました。

今回の保健医療福祉推進会議は、愛知県一宮保健所が事務局を務める最後の会議ということでございます。

この保健医療福祉推進会議の歴史は、地域保健法の改正される以前は、保健所法の保健所運営協議会というふうに申しておりました。

愛知県で最初の保健所が、この一宮の地に設置をされてから県立の保健所として、83年続いてまいりました。

今年の4月からは、先程来御説明ありましたように、一宮市が中核市として保健所を持つことになりますので、来月末を持ちまして、愛知県一宮保健所は、83年の歴史に幕を下ろすということになります。

地域の皆様には、長年、県の保健所運営に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。重ねて感謝申し上げます。

4月からこの地域の保健医療行政は、県の清須保健所と新たに設置される一宮市保健所、この2つが担当してまいりますので、引き続き御指導いただきますと幸いにございます。

皆様方には、今後とも、この圏域の保健、医療、福祉の推進に関しまして、引き続き、暖かい御支援と御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ですが、閉会の御礼のあいさつとさせていただきます。

誠に長いこと、ありがとうございました。

事務局  
(一宮保健所次長)

これをもちまして、令和2年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。

本日は皆様ありがとうございました。